

稲敷市における航空機騒音対策

(住宅防音工事)

1 本体工事（外窓工事）

住宅の開口部（窓、掃き出し、出入口）の建具に現在3mm厚ガラスを使用している場合は、5mm厚ガラスに入れ替える工事を行います。
住宅の開口部がアルミサッシ化されていない場合は、アルミサッシ化及び5mm厚ガラスを設置する工事を行います。
※アルミサッシ化工事が必要な場合は、設計監理業者が必要となり、限度額の範囲で設計監理費を補助します。

アルミサッシ化・ガラス交換工事の限度額

(円)

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
アルミサッシ化工事	1,500,000	2,300,000	3,100,000	4,000,000
ガラス交換工事	220,000	310,000	400,000	490,000

2 空調工事

冷暖房機を設置する工事を行います。
※本体・空調工事とも浴室、脱衣所、洗面所、便所、物置及び倉庫棟は工事対象外となります。

冷暖房機の設置台数及び限度額

(1) 冷暖房機の設置台数

1～3人世帯	4人以上世帯
1台	2台

(2) 冷暖房機器に係る工事限度額

※工事内容毎に単価を設定しており、単価を超えた分の工事費は自己負担となります。

※工事限度額の範囲内で例規で定めた補助率（次頁参照）を用いて補助額を決定します。

3 内窓工事

「寝室」に対して、既存の窓の内側にさらに窓を取り付ける工事を行います。「寝室」であれば、現に居住する家族の人数分の部屋に対し行います。また、1人世帯であっても敷地外に子や孫がいる場合には2部屋に対応します。

※通常の内窓を設置する場合、工事限度額はありません。

◎ 自己負担割合と補助対象

自己負担割合	補助対象
空調・内窓 工事費の額の5% 〔 本体工事は 自己負担なし 〕	令和6年4月1日に該当区域に所在する住宅であって、 (以後、当該住宅の建替えを行い現に居住する場合を含む) 該当区域に居住する方
本体・空調・内窓 工事費及び設計監 理費の額の50%	令和6年4月1日に該当区域に所在する住宅のうち、アパー ト、社宅等専ら所有者及びその親族以外の方が居住する住宅

※ 工事費が限度額を超える場合の自己負担については、限度額を超える額と上記自己負担割合の額の合計額となります。

※ 必ず工事は認定を受けた後に行ってください。認定前に工事を行った場合、補助金をお支払いすることはできません。

《お問い合わせ先》

◇ 稲敷市役所環境課

住所 稲敷市犬塚1570番地1

電話 029-892-2000 (代表)